

事 案 調 書 (戦 略 会 議)

審議日 令和7 年 7 月 18 日

案 件 名	金原地区土地改良事業について							
所 管	環境経済	局区	経済	部	農政	課	担当者	内線

事案概要

金原地区については、将来に亘って農地を保全すべき場所として農業振興とこれを基軸とした地域の活性化を図ることを目指しており、その実現手法として土地改良事業による農業生産基盤の整備を行うこととしている。

現在は、令和5年度に策定した「金原地区土地改良事業基本構想」をもとに、推進委員会等を開催するなど地元の意見を聴取しながら、具体的な取り組みの方向性を定める「事業計画概要書」の策定を進めているところである。

今後の事業化に向けて、事業主体の考え方及び事業費の国・県補助金を除く地元負担分(市及び地権者)の考え方について審議を行うもの。

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	金原地区土地改良事業の事業化に向けて、次の事項について承認を得るもの。 1 県営土地改良事業について 2 事業費の市負担分の考え方について
審議結果 (政策課記入)	継続審議とする。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	・基盤整備により、生産性の向上及び農地の保全が図られる ・農地の集積により新規就農者や農業法人等の多様な担い手の参入が可能となる ・非農用地区域を活用し直売所等の設置が可能となり、地域の活性化が図られる					
	効果測定指標	集積が行われた農地面積			施策番号	施策29	
	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	事業効果 年度目標	・事業計画概要書策定 ・地権者から意見聴取 ・個別ヒアリングの実施 (市)	・土地改良事業計画書 策定(県) ・事業区域の決定(市)	・農水省ヒアリング ・事業採択申請、採択 (県、市)	・実施 設計 ・工事 (県)	工事 (県)	工事 (県)

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施 内容	庁内調整						
	事業計画概要書、仮同意、 個別ヒアリング、(市)	換地事前調整(市)					
	県へ引継ぎ						
	神奈川県との調整 ・事業採択に向けた調整 ・非農用地区域の調整(市)	土地改良 事業計画 (県)	農水省ヒアリング 事業採択(県、市)	実施設計・工事(3年間) (県)			
	地権者調整 ・事業推進委員会、全体説明会 の開催(市)	土地改良区設 立準備委員会 ※運営支援(市)	土地改良区運営支援(市) 非農用地区域の調整、整備(市)				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
事業費(農林水産費)		102,210	86,000	29,500	42,300	47,900	106,100	82,800
うち任意分			※令和10年度以降の県への市負担金は事業費の(10.0%)で計上する					
特財	国、県支出金	50%		37,500	3,000			
	地方債	90%	10,700			33,570	38,610	90,990
	その他							
一般財源		91,510	48,500	26,500	8,730	9,290	15,110	12,780
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		91,510	48,500	26,500	8,730	9,290	15,110	12,780
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	令和10年度以降の市負担分(工事費等)については、公共事業等債(充当率90%、交付税措置率20%)が見込まれる。							
税源涵養 (事業の税收効果)	大街区化された農地において規模拡大農家、農産物直売所・観光農園(交流人口増)による所得向上、農業関連企業参入に伴う税收効果が見込まれる。							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施に係る人工	A	0	2	2	1	1	1	1
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	2	2	1	1	1	1
局内で捻出する人工概要	R6年度～R8までの間に職員定数を枠外で1名増を要求している。(R6、R7ゼロ査定)							

SDGs
関連ゴールに○

								
○								
								

日程等
調整事項

条例等の調整	条例	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	なし	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
R7.4.22関係課長打合せ会議	・市と地権者負担割について国のガイドラインと異なる割合について、妥当性を示す追加資料を整えて、調整会議に諮る
R7.5.8調整会議	・地権者負担割合の設定理由について精査したうえで、再度審議する。
R7.5.26調整会議	・原案のとおり上部会議に付議する。
R7.6.9決定会議	・負担割合について対外的にも説明できる理由を精査し、再度審議する。
R7.7.10決定会議	・資料を一部修正したうえで、戦略会議に付議する。

備考

資料のカラーユニバーサルデザイン確認済

金原地区土地改良事業について

(戦略会議)



- 1. 事業の取組状況について
- 2. 県営土地改良事業について【審議事項①】
- 3. 事業費の市負担分の考え方について【審議事項②】
- 4. 令和8年度の事業予定について

令和7年7月18日(金) 環境経済局 経済部 農政課

1. 事業の取組状況について (1) 事業概要

(1) 金原地区土地改良事業の概要について

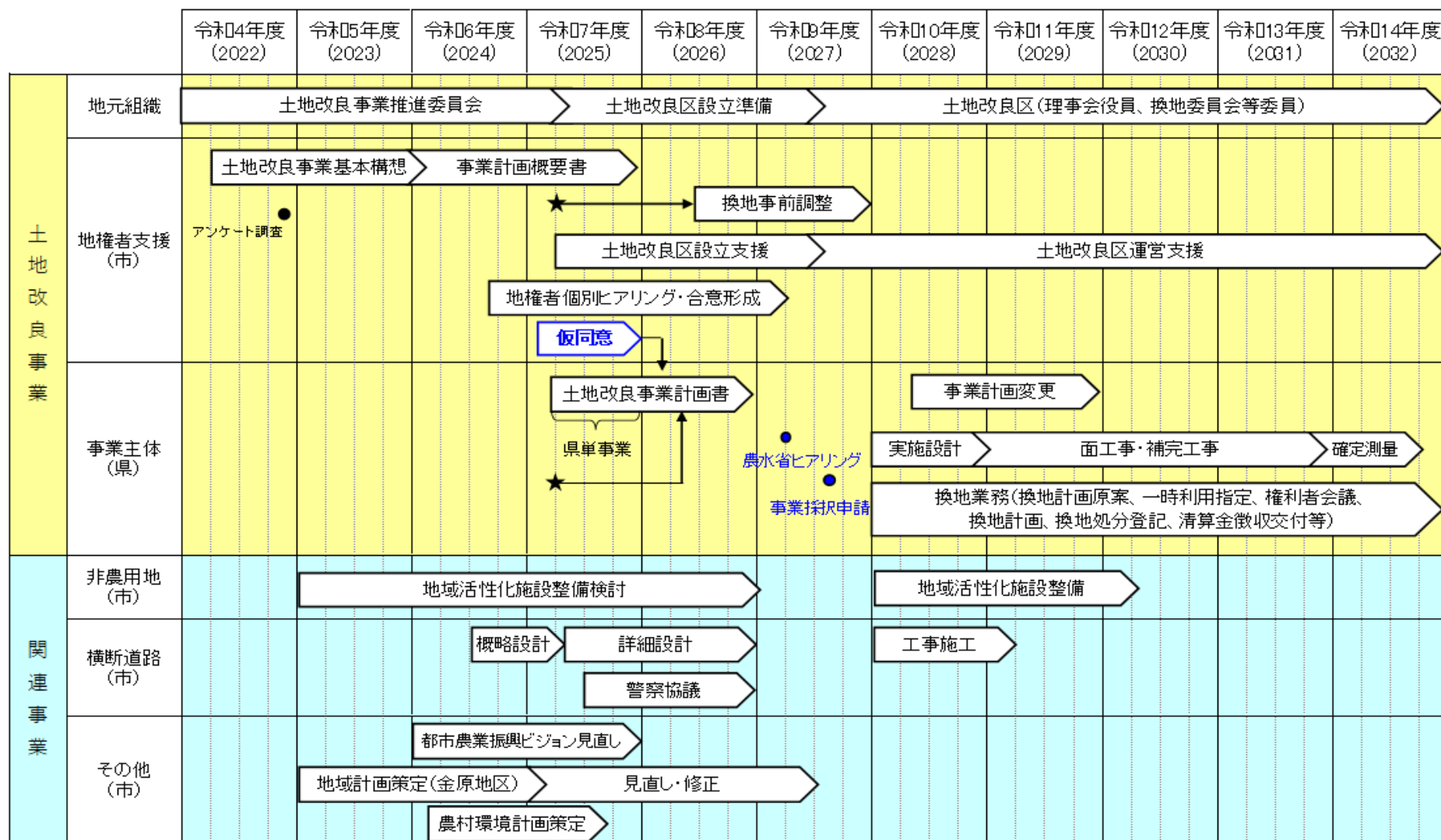
- 場 所：緑区根小屋・長竹地内の約30ha（農業振興地域内の農用地区域）
- 地権者：164人（事業区域内の認定農業者10人）
- 補助事業名：農業競争力強化農地整備事業（国庫55%、県費27.5%補助）
- 総合計画：施策29「持続可能な力強い農業の確立」
- 金原地区土地改良事業基本構想の方針：
 - ①多様な担い手の確保・育成 ②農地の保全・有効活用 ③地産地消の推進 など



【事業効果】

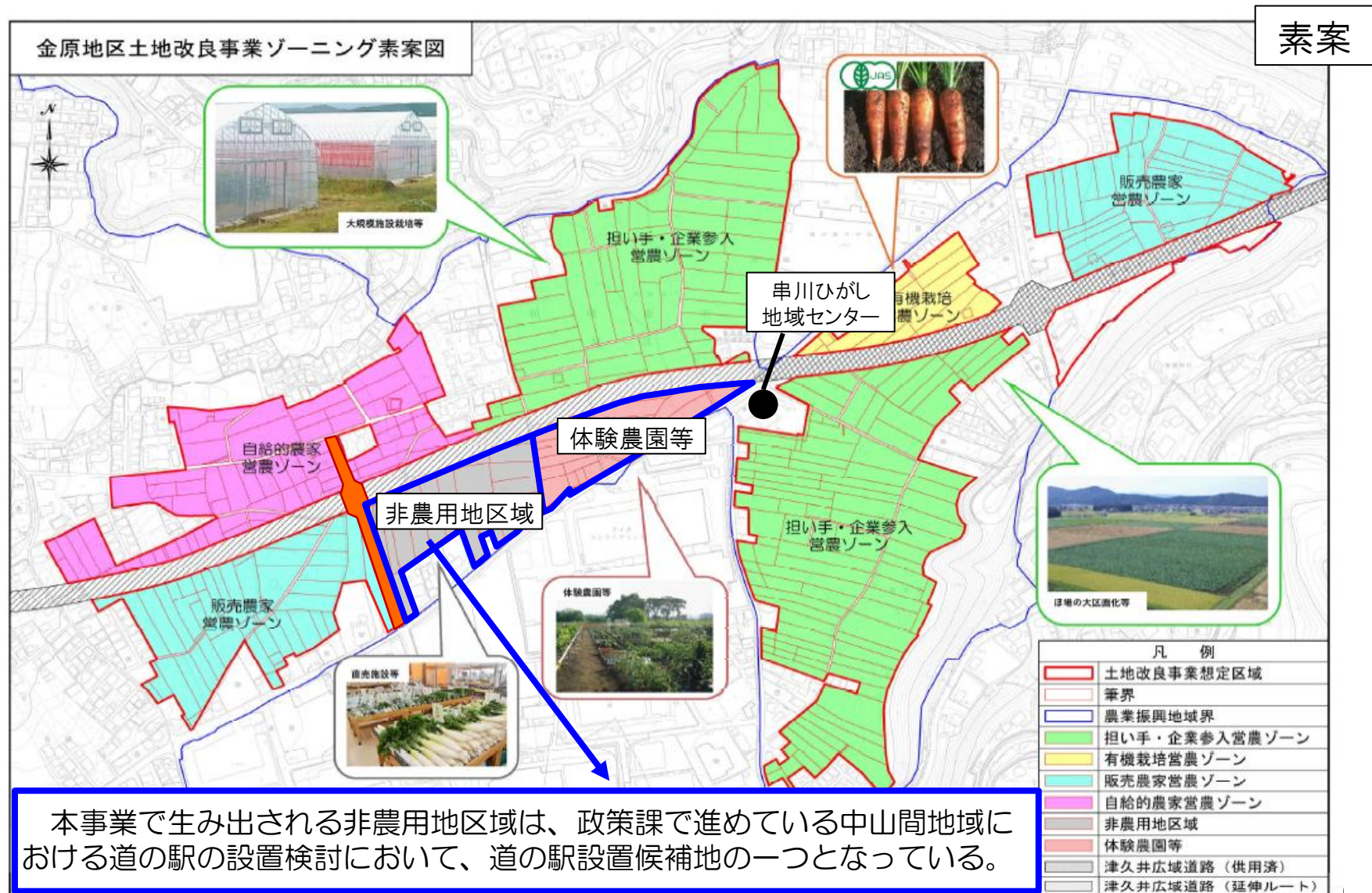
- 基盤整備により、生産性の向上及び農地の保全が図られる
- 農地の集積により新規就農者や農業法人等の多様な担い手の参入が可能となる
- 農産物直売所、農家レストラン、農産物加工施設、農村公園等の設置が可能となり、農村の活性化が図られる

1. 事業の取組状況について (2) 事業スケジュール



※最短のスケジュールを示しており、津久井広域道路の延伸事業、地権者の合意形成や事業の進捗に応じて変更が生じる場合があります。

1. 事業の取組状況について (3) ゾーニング



1. 事業の取組状況について (4) 概算事業費

< 概算工事費の算出（案） >

初案

工種	事業費（千円）	内訳
工事費	2,313,000	基盤整備工 319,700 用水路工 473,400 排水路工 691,800 道路工 442,100 その他費用 386,000
工事雑費	27,100	
地方事務費	116,700	
横断道路整備費	199,200	※国庫補助対象となるか調整中
総事業費	2,656,000	

- ・ 総事業費は初案であり、各工種の精査により変動する。
- ・ 社会情勢（人件費増・物価高騰等）を考慮し、5年後の工事費について30%割り増して計上（横断道路については、工事時期が早いため20%割り増し）。

1. 事業の取組状況について (5) 令和7年度事業

① 土地改良事業計画概要書の策定業務

- ・ 営農計画の精査、農業用施設の精査、費用対効果の分析

② 用排水計画に係る水源調査

- ・ 井戸探索調査及び試掘調査の実施



ボーリング調査

③ 地権者の合意形成

- ・ 推進委員会の開催、個別ヒアリングの実施、認定農業者の意向確認

④ 土地改良区設立に向けた準備

- ・ 定款、規約、役員選任規程の作成及び地元説明 など



推進委員会の開催

⑤ 神奈川県との連携

- ・ 事業主体の協議、推進委員会等への参加、企業ニーズ調査 など

⑥ 相模原市農村環境計画の策定

- ・ 関係部局等への意見聴取、議会説明（部会）、パブリックコメントの実施

2. 県営土地改良事業について【審議事項①】

■事業主体と国の補助事業

- ① 神奈川県が事業主体の場合 ⇒ 農業競争力強化農地整備事業
- ② 相模原市が事業主体の場合 ⇒ 農地耕作条件改善事業
- ③ 土地改良区（権利者組織）の場合 ⇒ 農地耕作条件改善事業

【事業主体別の補助金の負担割合】 ※国のガイドラインより

事業主体	負 担 割 合		
	国	県	地元(市・農家)
神奈川県	55.0%	27.5%	<u>17.5%</u>
相模原市	55.0%	14.0%	31.0%
土地改良区	55.0%	14.0%	31.0%

県営土地改良事業とする理由

- 10ha以上の中山間地域の農地整備は、県営土地改良事業が可能（金原地区30ha）
- 農家を含む地元負担が他の事業主体よりも格段に低いこと。
- 県は三浦市等の県内で多くの事業を実施しており、ノウハウや経験職員を有している。
- 地権者からも、負担軽減などの観点から、県営土地改良事業を望む意見が多い。

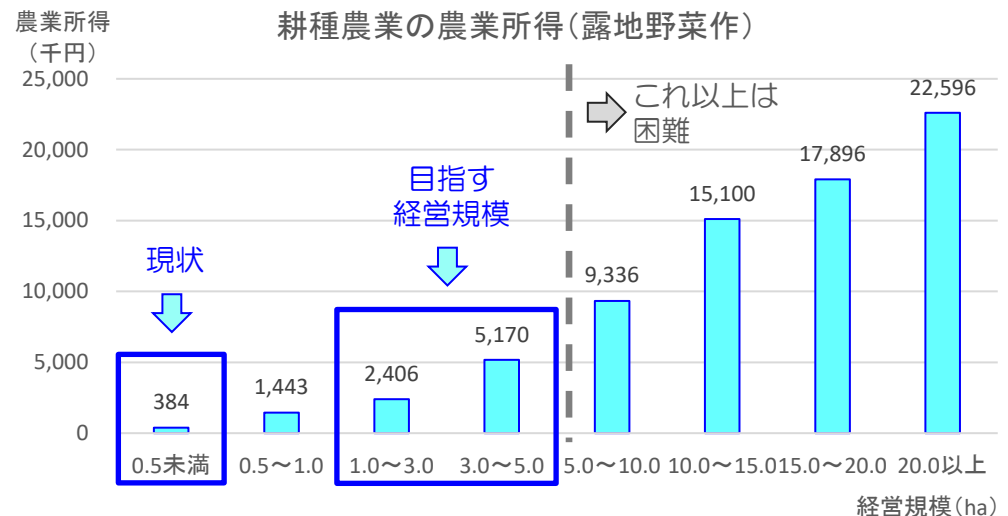
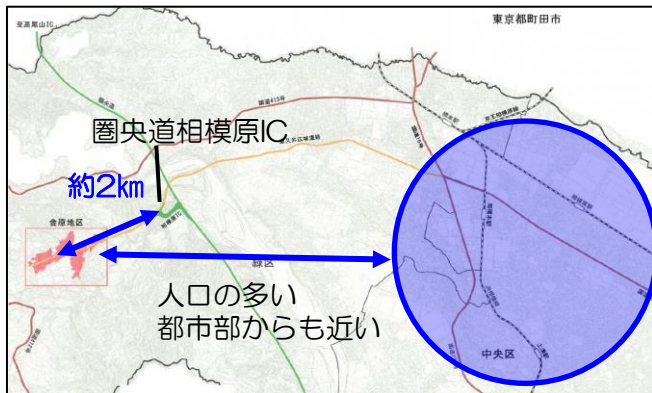
以上により、県営土地改良事業として県と協議を進める。【審議事項①】

3. 事業費の市負担分の考え方について【審議事項②】

○金原地区の地域特性

金原地区は、圏央道相模原ICから約2kmであることから、流通面での利点があり、また、多くの人口を抱える都市部も近いという都市近郊農業としての特性を活かし、農産物直売所や農家レストランなどを設置した場合の集客力にも期待できる。

一方で、事業規模（受益面積）約30haは、全国で展開されている土地改良事業と比較すると小規模であり、集約化による収益の向上にも限界があることから、負担割合の検討にあたっては、国のガイドラインから一定の軽減を図る必要がある。



「農業経営をめぐる情勢について」(農林水産省経営局 R6年4月)より

【参考：全国の土地改良事業の事業規模】

＜北海道＞	北海道A地区	2,318ha	北海道B地区	370ha	北海道C地区	825ha
＜東北・北陸＞	富山県D地区	7,477ha	宮城県E地区	483ha	新潟県F地区	102ha
＜中国・九州＞	山口県G地区	145ha	熊本県H地区	106ha		

3. 事業費の市負担分の考え方について【審議事項②】

○県営土地改良事業の地元分（市と地権者）負担割合

- ・県営土地改良事業の場合、国・県補助金を除く地元負担分（17.5%）を市と地権者で負担
例【国のガイドライン】：国55%、県27.5%、市10%、地権者7.5%



【参考】

単位：千円

事業費27億円の場合	国	県	市	地権者	備 考
<u>例【国のガイドライン】</u>	1,485,000	742,500	270,000	202,500	市 10.0% 地権者 7.5%

【審議事項②】

金原地区の地域特性（事業規模が比較的小さいこと、地権者の高齢化が進んでいることなど）を考慮し、ヒアリング開始時の地権者負担割合は、0.0%が妥当と判断する。

4. 令和8年度の事業予定について

【令和8年度の実施事業（予定）】

事業費 約86,000千円（うち一般財源 約48,500千円）

（1）事業計画策定に係る市負担金（市負担分1/4）

※令和8年度より県が策定する「事業計画書」について、市負担金を支出する。

（2）換地計画の事前調整（国庫1/2）

（3）事業区域の外周測量費（県費1/2）

（4）土地改良事業推進支援（市単）

※地元推進委員会の運営支援、土地改良区の設立準備、非農用地区域の活用検討などを行う。

【参考：予定事業の概算見積】

項 目	事業費	特財	一財	備 考
事業計画策定に係る市負担金	5,000		5,000	20,000×1/4 ※県事業
換地計画事前調整	6,000	3,000	3,000	
事業区域外周測量	69,000	34,500	34,500	
土地改良事業推進支援	6,000		6,000	
合 計	86,000	37,500	48,500	

○開催日時：令和7年7月18日

○開催場所：第1特別会議室

○案件名：金原地区土地改良事業について

○担当課：環境経済局 経済部 農政課

○出席者 ■：出席 □：欠席（代）：代理出席

（庁議構成員）

■市長 ■石井副市長 ■奈良副市長 ■大川副市長 ■鈴木教育長 ■市長公室長
■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長 ■財政部長
■緑区長 ■中央区長 ■南区長

（担当課）

■環境経済局長 ■経済部長 ■農政課長 ■地域経済政策課長

（1）主な意見等

- （市長）地権者164人に対し、どのように意見聴取を行い、どのような意見が出ているのか。
 - （農政課長）。本年3月に関係権利者全体説明会を開催した中では、地権者の負担軽減に関してご意見をいただいております。負担割合についての意見聴取は、今後の推進委員会や個別ヒアリングで確認する。
 - （環境経済局長）一度、平成30年に地権者全員に個別ヒアリング等で説明しており、また、役員で構成される推進委員会との意見交換の中では、事業を早期に進めてほしい、負担金を免除してほしいという意見をいただいている。
 - （市長）役員は何人いるのか。
 - （農政課長）15名である。
 - （市長）役員からの意見を全体の意見と捉えてよいのか。
 - （農政課長）計画案については、各地区から代表として選出されているため、よいと考える。また、全体会も定期的開催して意見聴取している。
- （市長）津久井広域道路は令和9年度中の完成を予定しているが、遅れた場合など、地権者合意形成などに影響するのではないかと懸念がある。
 - （農政課長）津久井広域道路とは密接に関わる事業となるため、道路部局と連携しながら進めていく。
- （市長）概算事業費について、各工種の精査により金額が変動するとあるが、どのようなものか。
 - （農政課長）令和6年、7年にかけて作成する事業計画概要に基づき試算しているが、策定途中であり、農道が何本必要か、幅員をどうするかといったことなど、調整事項が残っていることから変動の可能性がある。
- （市長）神奈川県内の県営土地改良事業の事例について教えていただきたい。
 - （経済部長）最近では南足柄市で事例があり、工期の遅れなどはあったものの、昨年、完了している。
- （市長）地権者の自己負担の割合について、国のガイドラインの半分にする理由は何か。
 - （環境経済局長）全国の改良事業については、平坦な農地で大規模に行われているが、山間部で都市近郊農業である金原地区は、全体で30ha、1経営者当たりでは最大で3haから5haの耕作規模となることが見込まれ、農業所得としては500万円ほどが上限である。高齢者が多く、経営規模を大きくすることも望めないことから、ガイドラインの半分で提案している。
 - （石井副市長）地権者の高齢化については、地方の方が遥かに大きく、理由にならないと考える。
- （奈良副市長）県が事業主体になるかどうかで大きく変わると考える。まずはそこを担保することが必要なのではないか。
 - （経済部長）県からは、地権者の合意をある程度取るよう言われており、合意を得るために、地権

者の負担割合を国のガイドラインから軽減した形で調整に入りたいと考えている。

- （奈良副市長）最初からぎりぎりの数字で交渉を始めると、それ以上上げることができなくなることから、市としていくらまで負担できるのかという視点で検討する必要があるのではないかと。
- （経済部長）同じ土地改良事業を実施するにしても、大規模な産地と比較すると、所得は4分の1程度となることから、〇.〇%ぐらいでスタートしたいところであったが、おっしゃるとおり、落としどころが無くなってしまいうことから、まずはこの数字で提案させていただいた。
- （大川副市長）道の駅を金原地区に整備することを決定した場合、どのような影響があるのか。
- （経済部長）道のつけ方や、工期を含め土地改良事業で創出する非農用地区域そのものの考え方に影響が出る。そうしたことを踏まえ、現状、非農用地区域の費用は除外した形で積算している。
- （教育長）土地改良を実施する必要性について、事業規模が比較的小さい、高齢化が進んでいるといった福祉的な観点で地権者の負担割合を下げるという様な印象を持つが、そうではなく、相模原市には土地改良が必要だというPRがなければならないと考える。
- （中央区長）津久井広域道路の横断道路について、農道として整備することで動いていると思われるが、市道として整備すべきではないか。道路部局と調整いただきたい。
- （経済部長）現在、調整中である。
- （市長）地権者の負担割合を〇.〇%とした理由が分かりづらく、今後、更に負担割合を下げてほしいと言われる可能性がある中で、整理が必要と考えるため、改めて審議したい。また、津久井広域道路の横断道路の取り扱いについて、道路部局と十分に調整を図られたい。

（2）結 果

- 継続審議とする。